

第十八章 衆議院との関係

四二三 回付案は、その取扱いについて議院運営委員会に諮った 後、議院の会議に付する

衆議院から議案が回付されたときは、議長は、議院運営委員会に回付案の内容を報告しその取扱いについて諮った後、議院の会議に付する。

参照 二二三号

四二四 両院協議会を開き協議した例

(一) 本院において不同意と決した衆議院回付の法律案について、協議した例
本院において衆議院回付の法律案に不同意と決したときは、本院は、衆議院に対しその通知と同時に両院協議会を求めることができる。ただし、衆議院は、この請求を拒むことができる。
本院において不同意と決した衆議院回付の法律案につき、本院の求めに衆議院が応じて、両院協議会

を開き協議した例は、次のとおりである。

第十回国会 昭和二十六年五月二十六日の会議において、教育公務員特例法の一部を改正する法律案の衆議院回付案に不同意と決した後、本法律案につき両院協議会を求めるとの動議（小笠原二三男君提出）を可決し、直ちに衆議院に対し両院協議会を求めた。同日衆議院は、これに応ずることと決した。両院協議会は、同月三十一日成案を得、本院は同年六月二日成案を可決し、衆議院に送付した。同日衆議院はこれを可決した。

(二) 衆議院において不同意と決した本院回付の法律案について、協議した例
本院回付の法律案に衆議院が不同意と決したときは、衆議院は、本院に対し両院協議会を求めることが出来る。

衆議院において不同意と決した本院回付の法律案につき、両院協議会を開き協議した例は、次のとおりである。

第二回国会 昭和二十三年七月四日本院において修正議決し衆議院に回付した国家行政組織法案は、同月五日衆議院において不同意と決し、衆議院から両院協議会を求められた。両院協議会は、同日成案を得、両院においてこれを可決した。
以後同例がある。

(三) 本院において否決した衆議院送付の法律案について、協議した例

本院において衆議院送付の法律案を否決したときは、衆議院は、本院に対し両院協議会を求めることが出来る。

本院において否決した衆議院送付の法律案につき、両院協議会を開き協議した例は、次のとおりである。

第七回国会 昭和二十五年五月一日本院において否決した衆議院送付の地方税法案について、同日衆議院から両院協議会を求められた。両院協議会は成案を得ず、協議委員長三木治朗君は、同月二日の会議において、その旨を報告した。

第十回国会 昭和二十六年三月二十九日本院において否決した衆議院送付の食糧管理法の一部を改正する法律案について、同月三十一日衆議院から両院協議会を求められた。両院協議会は成案を得ず、協議委員長野溝勝君は、同年五月十一日の会議において、その旨を報告した。

第二百二十八回国会 平成六年一月二十一日本院において否決した衆議院送付の公職選挙法の一部を改正する法律案、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案、政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党助成法案について、同月二十六日衆議院から両院協議会を求められた。両院協議会は同月二十九日それぞれ成案を得、両院においてこれらを可決した。

(四) 衆議院において憲法第五十九条第四項の規定により本院が否決したものとみなす議決をした法律案について、協議した例

本院が衆議院の議決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に議決しないときは、衆議院は、憲法第五十九条第四項の規定により、本院がその法律案を否決したものとみなす議決を行うことができるが、この場合、衆議院は、本院に対し両院協議会を求めることができる。衆議院において本院が否決したものとみなす議決をした法律案につき、両院協議会を開き協議した例は、次のとおりである。

第十三回国会 昭和二十七年五月二十九日衆議院から送付された国家公務員法の一部を改正する法律案及び同月三十一日衆議院から送付された保安庁職員給与法案は、いずれも本院において受領後六十日以内に議決しなかったため、同年七月三十日衆議院において憲法第五十九条第四項の規定により本院が否決したものとみなす議決を行い、衆議院から両案の両院協議会を求められた。保安庁職員給与法案は同月三十一日成案を得、同日両院においてこれを可決し、国家公務員法の一部を改正する法律案は両院協議会において協議したが、会期終了により協議未了となった。

(五) 衆議院において不同意と決した本院回付の予算について、協議した例

本院回付の予算に衆議院が不同意と決したときは、国会法第八十五条第一項の規定により、衆議院は、

本院に対し両院協議会を求めなければならない。

衆議院において不同意と決した本院回付の予算につき、両院協議会を開き協議した例は、次のとおりである。

第七十一回国会 平成二十一年一月二十六日本院において修正議決し衆議院に回付した平成二十年度一般会計補正予算（第2号）及び平成二十年度特別会計補正予算（特第2号）は、同日衆議院において不同意と決し、衆議院から両院協議会を求められた。両院協議会は、同月二十七日成案を得ず、憲法第六十条第二項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった。協議委員議長長北澤俊美君は、同月二十八日の会議において、成案を得なかつた旨を報告した。

(六) 本院において否決した予算について、協議した例

本院において予算を否決したときは、国会法第八十五条第一項の規定により、衆議院は、本院に対し両院協議会を求めなければならない。

本院において否決した予算につき、両院協議会を開き協議した例は、次のとおりである。

第一百八回国会 平成二年三月二十六日本院において否決した平成元年度一般会計補正予算（第2号）、平成元年度特別会計補正予算（特第2号）及び平成元年度政府関係機関補正予算（機第2号）について、同日衆議院から両院協議会を求められた。両院協議会は成案を得ず、協議委員議

長矢田部理君は、同日の会議において、その旨を報告した。よって、憲法第六十条第二項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった。

以後同例がある。

(七) 本院において承認しないと議決した衆議院送付の条約について、協議した例

本院において衆議院送付の条約を承認しないと議決したときは、国会法第八十五条第一項の規定により、衆議院は、本院に対し両院協議会を求めなければならない。

本院において承認しないと議決した衆議院送付の条約につき、両院協議会を開き協議した例は、次のとおりである。

第六十九回国会 平成二十年四月二十五日本院において承認しないと議決した衆議院送付の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件について、同日衆議院から両院協議会を求められた。両院協議会は成案を得ず、協議委員議長浅尾慶一郎君は、同日の会議において、その旨を報告した。よって、憲法第六十一条の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった。

第百七十一回国会 平成二十一年五月十三日本院において承認しないと議決した衆議院送付の第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件について、同日衆議院から両院協議会を求められた。両院協議会は成案を得ず、協議委員議長浅尾慶一郎君は、同日の会議において、その旨を報告した。よって、憲法第六十一条の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった。

(八) 内閣総理大臣の指名について両議院の議決が一致しなかったため、協議した例
内閣総理大臣の指名について両議院の議決が一致しないときは、国会法第八十六条第二項の規定により、本院は、衆議院に対し両院協議会を求めなければならない。

内閣総理大臣の指名につき、両院協議会を開き協議した例は、次のとおりである。

第二回国会 昭和二十三年二月二十一日の会議において、吉田茂君を内閣総理大臣に指名したが、衆議院は同日の会議において芦田均君を指名したので、本院は、衆議院に両院協議会を求めた。両院協議会は成案を得ず、協議委員議長下條康麿君は、同月二十三日の会議において、その旨を報告した。よって、憲法第六十七条第二項の規定により、衆議院の指名の議決が国会の議決となった。

第百十五回国会 平成元年八月九日の会議において、土井たか子君を内閣総理大臣に指名したが、衆議院は同日の会議において海部俊樹君を指名したので、本院は、衆議院に両院協議会を求めた。両院協議会は成案を得ず、協議委員議長鈴木和美君は、同日の会議において、その旨を報告した。よって、憲法第六十七条第二項の規定により、衆議院の指名の議決が国会の議決となった。

第百四十三回国会 平成十年七月三十日（召集日）の会議において、菅直人君を内閣総理大臣に指名したが、衆議院は同日の会議において小渕恵三君を指名したので、本院は、衆議院に両院協議会を求めた。両院協議会は成案を得ず、協議委員議長本岡昭次君は、同日の会議において、その旨を報告した。よって、憲法第六十七条第二項の規定により、衆議院の指名の議決が国会の議決となった。

第百六十八回国会 平成十九年九月二十五日の会議において、小沢一郎君を内閣総理大臣に指名したが、衆議院は同日の会議において福田康夫君を指名したので、本院は、衆議院に両院協議会を求めた。両院協議会は成案を得ず、協議委員議長興石東君は、同日の会議において、その旨を報告した。よって、憲法第六十七条第二項の規定により、衆議院の指名の議決が国会の議決となった。

第百七十回国会 平成二十年九月二十四日（召集日）の会議において、小沢一郎君を内閣総理大臣

に指名したが、衆議院は同日の会議において麻生太郎君を指名したので、本院は、衆議院に両院協議会を求めた。両院協議会は成案を得ず、協議委員議長奥石東君は、同日の会議において、その旨を報告した。よって、憲法第六十七条第二項の規定により、衆議院の指名の議決が国会の議決となった。

四二五 両院協議会協議委員の選挙手続に関する例

両院協議会は、各議院において選挙された各々十人の委員でこれを組織する定めである。

協議委員の選挙は、議長が発議又は議員の動議により、その手続を省略してその選任を議長に委任するのを例とする。この場合、議長は両院協議会に付される案件の院議を構成した会派にその所属議員数に応じ協議委員を割り当て、会派から推薦された議員を指名する。ただし、本院において審議中の法律案について衆議院が憲法第五十九条第四項の規定により本院が否決したものとみなし、衆議院から両院協議会を求められたときは、各会派にその所属議員数に応じ協議委員を割り当てこれを指名する。

なお、協議委員が選挙されたときは、即日その旨を衆議院に通知する。

(注) 第二百二十六回国会平成五年三月二十二日の議院運営委員会理事会において、仮議長、常任委員長、事務総長、両院協議会協議委員、同協議委員の補欠、裁判官弾劾裁判所の裁判員その他の各種の委員等、中央選挙管理会委員及び同予備委員の選任又は指名を議長に委任するに当たっては、その都度、議院運営委員会の決定に基づき、議長からこれを発議することができる旨の決定があつた。

参照 一一四号、二五五号

四二六 両院協議会協議委員の辞任及び補欠に関する例

協議委員が辞任しようとするときは、その所属会派を通じてその旨を議長に申し出て、議長は、これを議院に諮り、議院が許可する。

協議委員が辞任等により欠員となつたときは、直ちにその補欠選挙を行うが、協議委員の補欠選挙は、議長の発議又は議員の動議により、その手続を省略してその選任を議長に委任するのを例とする。この場合、議長は前協議委員の属する会派から推薦された議員を指名する。

なお、協議委員が辞任しその補欠が選挙されたときは、即日その旨を衆議院に通知する。

参照 二五五号

四二七 数個の議案について衆議院から両院協議会を求められた

場合の協議委員の選挙に関する例

衆議院から両院協議会を求められた議案が数案ある場合に、衆議院が一の議案につき協議委員を選挙し他の議案の協議委員をこれと同一としたとき、又は数案について一の協議委員を選挙したときの本院の協議委員の選挙の主な例は、次のとおりである。

第二回国会 昭和二十三年七月五日衆議院から国家行政組織法案及び刑事訴訟法を改正する法律案についてそれぞれ両院協議会を求められ、第二の議案の協議委員は第一の議案の協議委員と同一とした旨の通知があり、本院は同日の会議において、国家行政組織法案外一件協議委員を選挙した（第一の議案は多数をもって、第二の議案は全会一致をもって修正議決されたものであるが、協議委員は院議構成会派に関係なく各会派にその所属議員数に応じて割り当てた）。

第十回国会 昭和二十六年三月三十一日衆議院から日本国有鉄道法の一部を改正する法律案、関稅定率法の一部を改正する法律案及び食糧管理法の一部を改正する法律案についてそれぞれ両院協議会を求められ、第二及び第三の議案の協議委員は第一の議案の協議委員と同一とした旨の通知があり、本院は同日の会議において、三案それぞれについて別個の協議委員を選挙した（第一及

び第二の議案はそれぞれ全会一致をもって修正議決され、第三の議案は賛成少数により否決されたものである。

第十三回国会 昭和二十七年七月二十八日衆議院から労働関係調整法等の一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法案について両院協議会を求められ、労働関係調整法等の一部を改正する法律案外一件協議委員の通知があり、本院は翌二十九日の会議において、労働関係調整法等の一部を改正する法律案外一件協議委員を選挙した（両案は一括して多数をもって修正議決されたものである）。

同 昭和二十七年七月二十九日衆議院から通商産業省設置法案、通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、農林省設置法等の一部を改正する法律案、大蔵省設置法の一部を改正する法律案、大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、保安庁法案、海上公安局法案、運輸省設置法の一部を改正する法律案、国家行政組織法の一部を改正する法律案及び行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の十案について両院協議会を求められ、通商産業省設置法案外九件協議委員の通知があり、本院は同日の会議において、まず通商産業省設置法案、通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、農林省設置法等の一部を改正する法律案、大蔵省設置法の一部を改正する法律案及び大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の五案協議委員を

選挙し、次いで保安庁法案、海上公安局法案、運輸省設置法の一部を改正する法律案、国家行政組織法の一部を改正する法律案及び行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の五案協議委員を選挙した（十案は、いずれも多数をもって修正議決されたものであるが、院議構成会派が第一乃至第五の議案と第六乃至第十の議案とで異なったものである）。

同 昭和二十七年七月三十日衆議院から国家公務員法の一部を改正する法律案及び保安庁職員給与法案について両院協議会を求められ、国家公務員法の一部を改正する法律案外一件協議委員の通知があり、本院は翌三十一日の会議において、国家公務員法の一部を改正する法律案外一件協議委員を選挙した（両案は衆議院から受領後六十日以内に議決しなかったものである）。

第一百八回国会 平成二年三月二十六日衆議院から平成元年度一般会計補正予算（第2号）、平成元年度特別会計補正予算（特第2号）及び平成元年度政府関係機関補正予算（機第2号）について両院協議会を求められ、平成元年度一般会計補正予算（第2号）外二件協議委員の通知があり、本院は同日の会議において、平成元年度一般会計補正予算（第2号）外二件協議委員を選挙した（三案は一括して賛成少数により否決されたものである）。

第二百二十八回国会 平成六年一月二十六日衆議院から公職選挙法の一部を改正する法律案、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案、政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党助成法案につ

いて両院協議会を求められ、公職選挙法の一部を改正する法律案外三件協議委員の通知があり、本院は同日の会議において、公職選挙法の一部を改正する法律案外三件協議委員を選挙した（四案は一括して賛成少数により否決されたものである）。

第七十一回国会 平成二十一年一月二十六日衆議院から平成二十年度一般会計補正予算（第2号）、平成二十年度特別会計補正予算（特第2号）及び平成二十年度政府関係機関補正予算（機第2号）について両院協議会を求められ、平成二十年度一般会計補正予算（第2号）外二件協議委員の通知があり、本院は同日の会議において、まず平成二十年度一般会計補正予算（第2号）及び平成二十年度特別会計補正予算（特第2号）の二案協議委員を選挙し、次いで平成二十年度政府関係機関補正予算（機第2号）の協議委員を選挙した（第一及び第二の議案は多数をもって修正議決され、第三の議案は賛成少数により否決され、院議構成会派が異なったものである）。

四二八 内閣総理大臣の指名両院協議会においては、各議院が指

名した者を議題とする

内閣総理大臣の指名両院協議会においては、各議院が指名した者を議題とし、他の者を議題とするこ

とができない。

内閣総理大臣の指名両院協議会の例は、次のとおりである。

第二回国会 昭和二十三年二月二十一日内閣総理大臣の指名について、本院は吉田茂君を、衆議院は芦田均君をそれぞれ指名し、両議院の議決が一致しなかったため、同月二十三日両院協議会を開いて各議院が指名した吉田茂君及び芦田均君について協議したが、成案を得るに至らなかった。

第百十五回国会 平成元年八月九日内閣総理大臣の指名について、本院は土井たか子君を、衆議院は海部俊樹君をそれぞれ指名し、両議院の議決が一致しなかったため、同日両院協議会を開いて各議院が指名した土井たか子君及び海部俊樹君について協議したが、成案を得るに至らなかった。

第百四十三回国会 平成十年七月三十日（召集日）内閣総理大臣の指名について、本院は菅直人君を、衆議院は小渕恵三君をそれぞれ指名し、両議院の議決が一致しなかったため、同日両院協議会を開いて各議院が指名した菅直人君及び小渕恵三君について協議したが、成案を得るに至らなかった。

第百六十八回国会 平成十九年九月二十五日内閣総理大臣の指名について、本院は小沢一郎君を、衆議院は福田康夫君をそれぞれ指名し、両議院の議決が一致しなかったため、同日両院協議会を開いて各議院が指名した小沢一郎君及び福田康夫君について協議したが、成案を得るに至らな

かった。

第七十回国会 平成二十年九月二十四日（召集日）内閣総理大臣の指名について、本院は小沢一郎君を、衆議院は麻生太郎君をそれぞれ指名し、両議院の議決が一致しなかったため、同日両院協議会を開いて各議院が指名した小沢一郎君及び麻生太郎君について協議したが、成案を得るに至らなかった。

参照 四二四号

四二九 協議委員議長から提出される報告書は、印刷に付し、各議員に配付する

両院協議会において成案を得て、協議委員議長から議長に報告書が提出されたときは、これを印刷に付し、各議員に配付する。

なお、両院協議会において成案を得ず、その旨の報告書が提出されたときも、同様とする。

参照 一七〇号、一七五号

四三〇 両院協議会の成案が議院の会議において議題となったときは、まず協議委員議長が両院協議会の経過及び結果を報告する

両院協議会の成案が議院の会議において議題となったときは、まず協議委員議長が両院協議会の経過及び結果を報告する。

なお、両院協議会において成案を得なかつたときも、議院の会議においてその旨を報告するのを例とする。

参照 二九五号

四三一 両院協議会の成案に対する質疑及び討論は、成案の範囲に限る

両院協議会の成案に対する質疑及び討論は、成案の範囲に限る。両院協議会の成案について質疑及び討論を行った例は次のとおりである。

第十三回国会 昭和二十七年六月六日の会議において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の両院協議会の成案について、相馬助治君は質疑し、協議委員議長草葉隆圓君が答弁した。次いで、千葉信君は反対の討論を行った。

第二百二十八回国会 平成六年一月二十九日の会議において、公職選挙法の一部を改正する法律案の両院協議会の成案、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案の両院協議会の成案、政治資金規正法の一部を改正する法律案の両院協議会の成案及び政党助成法案の両院協議会の成案について、有働正治君は反対の討論を行った。

四三二 憲法第五十九条第四項及び第六十条第二項に規定する期間の計算は、本院が議案を受領した当日から起算する

憲法第五十九条第四項及び第六十条第二項（第六十一条において準用する場合を含む）に規定する期間の計算は、本院が議案を受領した当日から起算する。

参照 四二四号

四三三 法律案について、憲法第五十九条第二項の規定により、

衆議院が再議決した例

衆議院が議決し、本院でこれと異なった議決をした法律案につき、憲法第五十九条第二項の規定により、衆議院が出席議員の三分の二以上の多数で再び議決したときは、法律となる。その例は次のとおりである。

(一) 本院において修正した法律案に不同意と決し、再議決した例

第一回国会 昭和二十二年十月十一日本院において修正議決し衆議院に回付した刑法の一部を改正する法律案は、同月十四日衆議院において不同意と決した後、憲法第五十九条第二項の規定により、再議決した。

以後同例がある。

(二) 本院において否決した法律案を再議決した例

第十回国会 昭和二十六年六月二日本院において否決した衆議院提出のモーターボート競走法案は、同月五日衆議院において憲法第五十九条第二項の規定により、再議決した。
以後同例がある。

(三) 本院において審議中の法律案につき、衆議院において本院が否決したものとみなし、再議決した例

第十三回国会 昭和二十七年五月三十一日衆議院から送付された国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法案は、本院において受領後六十日以内に議決しなかつたため、同年七月三十日衆議院において憲法第五十九条第四項の規定により本院が否決したものとみなす議決を行い、憲法第五十九条第二項の規定により同法案を再議決した。
以後同例がある。

参照 四二四号

憲 第五九条

四三四 法律案について、本院が受領後六十日以内に議決しなかつたため、衆議院において本院が否決したものとみなす議決を行った例

本院が衆議院の議決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に議決しないときは、衆議院は、憲法第五十九条第四項の規定により、本院がその法律案を否決したものとみなす

ことができる。その例は次のとおりである。

第十三回国会 昭和二十七年五月二十九日衆議院から送付された国家公務員法の一部を改正する法律案、同月三十一日衆議院から送付された国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法案及び保安庁職員給与法案の三案について、本院が受領後六十日以内に議決しなかったため、同年七月三十日衆議院において、憲法第五十九条第四項の規定により、本院が否決したものとみなす議決を行った。

第六百六十九回国会 平成二十年二月二十九日衆議院から送付された平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案、地方税法等の一部を改正する法律案、地方法人特別税等に関する暫定措置法案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の五案について、本院が受領後六十日以内に議決しなかったため、同年四月三十日衆議院において、憲法第五十九条第四項の規定により、本院が否決したものとみなす議決を行った。

第八百八十三回国会 平成二十五年四月二十三日衆議院から送付された衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、本院が受領後六十日以内に議決しなかったため、同年六月二十四日衆議院において、憲法第五十九条第四項の規定により、本院が

否決したものとみなす議決を行った。

参照 四二四号

四三五 予算について、本院が受領後三十日以内に議決しなかつたため、衆議院の議決が国会の議決となった例

本院が衆議院の議決した予算を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に議決しなかり、憲法第六十条第二項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となる。その例は次のとおりである。

第十九回国会 昭和二十九年三月四日衆議院から送付された昭和二十九年年度一般会計予算、昭和二十九年年度特別会計予算及び昭和二十九年年度政府関係機関予算は、本院において受領後三十日以内に議決しなかつたため、憲法第六十条第二項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった。

第百十四回国会 平成元年四月二十八日衆議院から送付された平成元年度一般会計予算、平成元年度特別会計予算及び平成元年度政府関係機関予算は、本院において受領後三十日以内に議決しなかつたため、憲法第六十条第二項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった。

四三六 条約について、本院が受領後三十日以内に議決しなかつ

たため、衆議院の議決が国会の議決となつた例

本院が衆議院の議決した条約を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に議決しないと
きは、憲法第六十一条の規定により、衆議院の議決が国会の議決となる。その例は次のとおりである。
第三十回国会 昭和三十三年十一月一日衆議院から送付された原子力の平和的利用における協力の
ための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結
について承認を求めるの件外二件は、本院において受領後三十日以内に議決しなかつたため、憲
法第六十一条の規定により、衆議院の議決が国会の議決となつた。
以後同例がある。

四三七 憲法第六十七条第二項に規定する期間の計算は、衆議院

が内閣総理大臣の指名の議決を行った当日から起算する

憲法第六十七条第二項に規定する期間の計算は、衆議院が内閣総理大臣の指名の議決を行った当日か

ら起算する。なお、従来の例によれば、内閣総理大臣の指名の議決は全て両院で同日に行われている。

四三八 衆議院議員発議の法律案又は衆議院提出の法律案につき、

発議者又は衆議院の委員長が本院の会議において国会法

第五十六條の二の規定による趣旨説明をした例

衆議院議員発議の法律案又は衆議院提出の法律案について、本院の会議において国会法第五十六條の二の規定による趣旨説明を聴取した主な例は、次のとおりである。

(一) 予備審査のため送付された衆議院議員発議の法律案について、発議者から趣旨説明を

聴取した例

第十六回国会 昭和二十八年六月二十六日の会議において、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案（衆議院議員山花秀雄君外六名提出）について発議者衆議院議員多賀谷真稔君は趣旨説明を行い、また、地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案（衆議院議員山花秀雄君外六名提出）について発議者衆議院議員井堀繁雄君は趣旨説明を行い、両君は、質疑に対し答弁した。

なお、発議者衆議院議員山花秀雄君、熊本虎三君及び矢尾喜三郎君も同日の会議に出席し、山花秀雄君は、質疑に対し答弁した（両案とともに、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案（内閣提出）について小坂労働大臣から趣旨説明を聴取し、これに対する質疑を行った）。

第二十二回国会 昭和三十年七月四日の会議において、憲法調査会法案（衆議院議員清瀬一郎君外四名提出）について発議者衆議院議員清瀬一郎君は趣旨説明を行い、質疑に対し答弁した。

なお、発議者衆議院議員古井喜實君も同日の会議に出席した。

第二十四回国会 昭和三十一年三月二十八日の会議において、公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院議員中村高一君外四名提出）について発議者衆議院議員鈴木義男君は趣旨説明を行い、質疑に対し答弁した。

第三十八回国会 昭和三十六年三月一日の会議において、農業基本法案（衆議院議員北山愛郎君外十一名提出）について発議者衆議院議員北山愛郎君は趣旨説明を行った。

なお、発議者に対する質疑は行われなかった（同案とともに、農業基本法案（内閣提出）について周東農林大臣から趣旨説明を聴取し、これに対する質疑を行った）。

第三百三十二回国会 平成七年五月十五日の会議において、介護休業等に関する法律案（衆議院議員松岡満壽男君外四名提出）について発議者衆議院議員松岡満壽男君は趣旨説明を行った。

なお、発議者衆議院議員大野由利子君、河上覃雄君及び榊屋敬悟君も同日の会議に出席し、質疑に対し答弁した（同案とともに、育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）について浜本労働大臣から趣旨説明を聴取し、これに対する質疑を行った）。

(二) 衆議院提出の法律案について、発議者又は衆議院の委員長から趣旨説明を聴取した例

第三十三回国会 昭和三十四年十二月二十五日の会議において、国会の審議権の確保のための秩序保持に関する法律案（衆議院議員佐々木盛雄君外四名提出）について発議者衆議院議員佐々木盛雄君は趣旨説明を行い、質疑に対し答弁した。

第三十四回国会 平成七年十二月十一日の会議において、公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院議員瓦力君外二十五名提出）及び政党助成法の一部を改正する法律案（衆議院議員瓦力君外二十五名提出）について発議者衆議院議員瓦力君は趣旨説明を行い、質疑に対し答弁した。

なお、発議者衆議院議員伊吹文明君、佐藤観樹君及び三原朝彦君も同日の会議に出席し、質疑に対し答弁した。

第四百十三回国会 平成十年十月五日の会議において、債権管理回収業に関する特別措置法案（衆議院議員保岡興治君外三名提出）外三案について発議者衆議院議員保岡興治君は趣旨説明を行い、また、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案（衆議院議員菅直人君外十二名提出）外

三案について発議者衆議院議員伊藤英成君は趣旨説明を行った（趣旨説明を聴取した八案のうち競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案及び特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案（いずれも衆議院議員保岡興治君外四名提出）を除く六案は、平成十年十月二日、衆議院において修正議決されたものである）。

なお、発議者衆議院議員池田元久君、石井啓一君、西川知雄君及び鈴木淑夫君も同日の会議に出席し、質疑に対し答弁した（八案とともに、金融機能の正常化に関する特別措置法案（筆坂秀世君外一名発議）外三案について発議者本院議員筆坂秀世君から趣旨説明を聴取し、これに対する質疑を行った）。

第七十一回国会 平成二十一年六月二十六日の会議において、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院議員中山太郎君外五名提出）について発議者衆議院議員富岡勉君は趣旨説明を行った（同案とともに、子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案（本院議員千葉景子君外八名発議）について発議者本院議員川田龍平君から趣旨説明を聴取したが、両案について質疑は行われなかった）。

第七十七回国会 平成二十三年六月十三日の会議において、東日本大震災復興基本法案（衆議院東日本大震災復興特別委員長提出）について衆議院東日本大震災復興特別委員長黄川田徹君は趣旨説明を行った。

なお、同委員長代理衆議院議員後藤祐一君、加藤勝信君及び石田祝稔君も同日の会議に出席し、質疑に対し答弁した。

参照 二八六号、二八八号

国第六〇条
(規 第〇七条)

四三九 委員会の審査を省略した衆議院提出法律案につき、衆議院の委員長が本院の会議において趣旨説明をした例

第二十一回国会 昭和三十年一月二十四日の会議において、国会法の一部を改正する法律案の委員会の審査を省略することにした後、衆議院議院運営委員長菅家喜六君は同案の趣旨説明をした。

参照 二八二号

四四〇 委員会の審査を終わつた議案で衆議院提出のもの及び衆議院修正のもの、衆議院の委員長、発議者又は修正案の提出者は出席しないのを例とする

委員会の審査を終わつた議案で衆議院提出のもの及び衆議院修正のもの、衆議院の委員長、発議者又は修正案の提出者は出席しないのを例とする。

参照 三五六号

四四一 中間報告後議院の会議で審議することに決した議案で衆議院修正のもの、衆議院の委員長又は修正案の提出者が出席した例

第五十六回国会 昭和四十二年八月十八日の会議において、健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）の審議の際、衆議院社会労働委員長長川野芳満君（委員会修正に關し）及び修正案提出者衆議院議員和田耕作君（本会議修正に關し）が出席した。

第六十一回国会 昭和四十四年七月三十日及び同月三十一日の会議において、健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）の審議の際、修正案提出者衆議院議員谷垣專一君が出席した。

なお、谷垣君は質疑に対し答弁した。

第七十五回国会 昭和五十年七月四日の会議において、公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）及び政治資金規正法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）の審議の際、第一の議案の修正案提出者衆議院議員山田芳治君及び小沢貞孝君が出席した。

なお、山田君は質疑に対し答弁した。

参照 二九一号、三五六号

四四二 発議者又は修正案の提出者である本院議員が衆議院の会議に出席した例

第三十一回国会 昭和三十四年四月七日の衆議院の会議において、最低賃金法案（内閣提出、参議院回付）の審議の際、修正案の提出者本院議員草葉隆圓君は出席し、質疑に対し答弁した。

第四十三回国会 昭和三十八年五月十四日の衆議院の会議において、清掃法の一部を改正する法律案（趣旨説明）の審議の際、発議者本院議員藤田藤太郎君は出席し、国会法第五十六条の二の規定による趣旨説明を行い、質疑に対し答弁した。

第九十六回国会 昭和五十七年七月二十七日の衆議院の会議において、公職選挙法の一部を改正する法律案（趣旨説明）の審議の際、発議者本院議員金丸三郎君は出席し、国会法第五十六条の二の規定による趣旨説明を行い、質疑に対し答弁した。なお、発議者本院議員松浦功君も出席した。

第一百十六回国会 平成元年十二月十二日の衆議院の会議において、消費税法を廃止する法律案外八案（趣旨説明）の審議の際、発議者本院議員久保亘君は出席し、国会法第五十六条の二の規定による趣旨説明を行い、質疑に対し答弁した。なお、発議者本院議員小川仁一君、梶原敬義君、佐藤三吾君、太田淳夫君、峯山昭範君、笹野貞子君及び勝木健司君も出席し、峯山昭範君、勝木健司君及び笹野貞子君は質疑に対し答弁した。

四四三 本院提出法律案の衆議院に対する委員会審査省略要求に 関する例

本院提出法律案について衆議院に対して委員会の審査省略を要求するには、あらかじめ議院運営委員会において協議し、議院の会議において議案を議決した後、直ちに議長が議院に諮り、これを決するのを例とする。衆議院に対し委員会の審査省略を要求する議決があつたときは、議長は、議案の送付とともに文書でこれを要求する。

本院提出法律案について衆議院に対し委員会の審査省略を要求した例は、次のとおりである。

第三回国会 昭和二十三年十一月二十六日 引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案

(衆議院は、翌二十七日委員会の審査を省略して議題とし、直ちに採決し可決した。)

第四回国会 昭和二十三年十二月二十二日 地方自治法の一部を改正する法律案及び未復員者給与

法の一部を改正する法律案(衆議院は、同日いずれも委員会の審査を省略して一括して議題とし、直ちに採決し可決した。)

第六回国会 昭和二十四年十一月二十九日 未復員者給与法の一部を改正する法律案及び特別未帰還者給与法の一部を改正する法律案(衆議院は、翌三十日いずれも委員会の審査を省略しないことを議決

し、両案を大蔵委員会に付託した後、同年十二月一日可決した。）

参照 二七七号、二七八号

第十八章 衆議院との関係 (四四三)

五四五